

# 記入例

## 離婚届

令和〇年〇月〇日届出

茨城県神栖市長 殿

受理	令和 年 月 日				
第 号					
通知(送付)	令和 年 月 日				
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票 通知

(フリガナ)	夫 コウノ タロウ	妻 コウノ ハナコ
(1) 氏 名	甲野 太郎	甲野 花子
生 年 月 日	昭和45年 5月 10日	昭和48年 4月 20日
住 所	〇〇県〇〇市富士見4丁目 2番1号	〇〇県〇〇市朝日町1丁目 2番3号 朝日アパート101
(2) 本 籍	〇〇県〇〇市富士見4丁目2番地 筆頭者の氏名 甲野 太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 甲野 一郎 母 良子	妻の父 乙川 和夫 母 恵子
右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください	養父 養母	続き柄 養子 養父 養母
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4) 婚姻前の氏にも どる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
(5) 未成年の子の氏	〇〇県〇〇市大字柳町125番地 筆頭者の氏名 乙川 花子	
父母双方が親権を行う子	甲野 健一	
父(夫)が親権を行う子		
母(妻)が親権を行う子		
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが図のようにするしをつけてください	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を理解し、真意に基づいて合意した。

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法  
1 台湾  
2 パレスチナ(ヨルダン川  
そのほかに必要なもの  
審判  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

協議離婚の場合は、未成年の子の親権者の定めについて、  
内容を確認し✓してください

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください

連絡先 夫電話 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
妻電話 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(6) 同居の期間	令和〇年〇月 から 令和〇年〇月 まで
(7) 別居する前の住	〇〇県〇〇市富士見4丁目2番地1号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(10) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 甲野 太郎 甲野 印 妻 甲野 花子 甲野 印
証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	山川 菊夫 印 丙山 良雄 印
生 年 月 日	昭和25年 5月 5日 昭和30年 6月 10日
住 所	〇〇県〇〇市諏訪3丁目15番地 〇〇県〇〇市中山123番地
本 籍	〇〇県〇〇市清水町1054番地 〇〇県〇〇群〇〇町中川2丁目5番地

□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。

子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について

取決めをしている。  まだ、決めていない。

親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをすることの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。

※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。

婚姻のとき氏が変わった人は、次の中から選んで書いてください  
(空欄での届出はできません)

- (1) 婚姻前の氏を名のり、婚姻前の戸籍にもどる
- (2) 婚姻前の氏を名のり、自分で新しい戸籍を作る
- (3) 婚姻中の氏を名のり、自分の新しい戸籍を作る

(3)の場合は、何も記入せず「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。  
※離婚届出時に「婚姻中の氏」を名のるか決めていない場合は、婚姻前の氏に戻ります。(1)又は(2)を選択してください。後日「婚姻中の氏」を名のると決めたときは、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。届出期間は離婚の日から3か月以内です。

国勢調査の年のみ記入してください

(協議離婚のとき)  
婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください  
(裁判離婚の場合)  
申立人または訴提起者が署名し、配偶者の署名は不要です

協議離婚の場合は、離婚の事実を知っている成年者(18歳以上)の署名が必要です

面会交流・養育費の分担について該当する項目に✓してください